

諮問庁：郵便貯金・簡易生命保険管理機構

諮問日：平成29年6月22日（平成29年（独個）諮問第39号及び同40号）

答申日：平成29年8月9日（平成29年度（独個）答申第38号及び同39号）

事件名：本人に係る貯金入出金照会請求書の回答書等の不開示決定（不存在）に関する件
本人に係る貯金残高証明請求書の回答書等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

開示請求者に係る「貯金入出金照会請求書」及び「貯金残高証明請求書」の調査結果の各「回答書」と各「請求書」の写し（担保定期4件の預入の証拠）に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年3月24日付け機構第2722号及び同第2723号により独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各不開示決定（以下、併せて「原処分」という。）について、原処分の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

本件各審査請求の理由は、平成29年（独個）諮問第39号（以下「諮問第39号」という。）及び同第40号（以下「諮問第40号」という。）に係る各審査請求書及び各意見書（審査請求人作成の「理由説明書」と題する書面。以下同じ。）によれば、おおむね以下のとおりである。

(1) 各審査請求書

平成19年10月22日現在、通帳紛失の総合口座：記号番号「特定番号A」の取引履歴で調査をした、担保定期貯金4件（特定金額A）の預入の証拠が判明している「調査結果の回答書」が、送付の段階で委託会社ゆうちょ銀行特定貯金事務センターの上司職員が隠匿、隠滅、

破棄をして機構に送られていないため「保有なし」になっている。

平成19年12月19日に特定貯金事務センター職員が、（新取扱）開示請求者：特定住所届出の、捏造の口座記号番号「特定番号B」の通帳発行により、平成12年3月27日：残高特定金額Bの事実と相違する原本の取引履歴が作成されており、機構は通帳紛失の口座記号番号「特定番号A」（平成10年1月22日～平成19年11月15日）の取引が消えた虚偽の開示をしている。

（2）各意見書

機構保有の個人情報である、記号番号「特定番号A－B～C」担保定期4件（平成15年～平成16年）特定金額Aの預入の証拠と、平成19年10月22日の「通帳紛失のままの全払請求書」により、郵便局員Aが解約した証拠の写しが開示されていない。

ゆうちょ銀行特定貯金事務センターの調査担当者より数十回、調査結果の回答書の写しは「保有個人情報開示請求書」により送付すべき個人情報ですと指示があり、ゆうちょ銀行の開示請求窓口からは、機構保有の担保定期貯金ですと指示がありました。

開示すべき機構保有の個人情報のすべては、送付の段階で委託会社ゆうちょ銀行特定貯金事務センターの上司職員が隠匿、隠滅して送っていない。

委託会社ゆうちょ銀行の特定貯金事務センター上司職員による、機構保有の個人情報の隠匿、隠滅、破棄の凶悪な犯罪を、機構は監督の立場にありながら調査もせず、犯罪をほう助した虚偽の開示を繰り返している。

個人情報の保護に関する法律

第4章 個人情報取扱事業者の義務等

22条（委託先の監督）

個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（添付資料省略）

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、諮問第39号及び諮問第40号に係る各理由説明書によれば、おおむね以下のとおりである。

- 1 審査請求人は、「保有個人情報開示請求書」により、同請求書別紙に記載された「貯金入出金照会請求書」の回答書及び「貯金残高証明請求書」の回答書の開示を請求した。しかしながら、当該各回答書については、過去に審査請求人から開示請求がなされており、その際、機構はゆうちょ銀

行に対して当該各回答書の提出を文書により依頼したが、当該各回答書は作成されていなかったところである。したがって、当該各回答書は存在しないものである。

- 2 なお、審査請求人は「審査請求書」により、「記号番号「特定番号 A」の担保定額定期貯金 4 件の預入の証拠が判明している「貯金入出金照会請求書」の調査結果の「回答書」及び「貯金残高証明請求書」の調査結果の「回答書」が「保有なし」として開示されていない」旨を主張しているが、当該郵便貯金については、平成 20 年 7 月 3 日付け「保有個人情報開示請求書」により、審査請求人から当該郵便貯金に関する機構保有個人情報の開示請求がなされて以降、「保有個人情報開示請求書」による同様の開示請求が多数行われ、これらに対応すべく機構からゆうちょ銀行に対し本件を含めた開示請求に係る機構保有個人情報について、その提出を文書により依頼してきたところであるが、いずれの依頼に係る調査においても当該郵便貯金が存在した証拠は発見されなかった。

上記平成 20 年 7 月 3 日付け開示請求に対する機構の不開示決定について、機構が審査請求人から異議申立てを受け貴審査会に諮問した際には、「本件対象保有個人情報を保有していないとする諮問庁の説明は、是認するのが相当である。」旨の答申（平成 21 年度（独個）答申第 24 号）がなされており、審査請求人によるその後の異議申立てに係る各答申においても機構の決定は同様に是認されている。

さらに、審査請求人とゆうちょ銀行職員を当事者とする「特定地方裁判所 特定事件番号 A 損害賠償請求事件」、審査請求人とゆうちょ銀行を当事者とする「特定地方裁判所 特定事件番号 B 損害賠償請求事件」及び審査請求人と機構を当事者とする「特定地方裁判所 特定事件番号 C 損害賠償請求事件」のいずれの訴訟についても、「本件全証拠によっても、前提となる本件担保定額定期郵便貯金（記号番号「特定番号 A - B ~ C」）の存在すら認めるに足りない」、「文書の偽造・隠蔽や改ざん行為があったことを推認することはできない」旨の判決が行われ、確定している。

したがって、記号番号「特定番号 A - B ~ C」の担保定額定期郵便貯金 4 件が存在したことを前提とした回答書が存在しないことは明らかである。

- 3 以上により、本件各審査請求に係る原処分には誤りはないものである。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 平成 29 年 6 月 22 日 諮問の受理（諮問第 39 号及び諮問第 40 号）

- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同年7月11日 審査請求人から意見書及び資料を收受（同上）
- ④ 同年8月7日 諮問第39号及び諮問第40号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

(1) 審査請求人の主張の要旨

諮問第39号及び同第40号に係る各審査請求書及び各意見書によれば、審査請求人は、審査請求人の担保定期郵便貯金4件の預入の証拠が判明している「調査結果の回答書」が、送付の段階で委託会社ゆうちょ銀行特定貯金事務センターの上司職員が隠匿、隠滅、破棄をして機構に送られていないため「保有なし」になっているとして、「貯金入出金照会請求書」の調査結果の「回答書」及び「貯金残高証明請求書」の調査結果の「回答書」に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）の開示を求めるものと解される。

(2) 諮問庁の主張の要旨

諮問庁は、審査請求人の主張する担保定期郵便貯金の預入の事実はなく、処分庁による保有個人情報の特定に問題はなく、本件各開示請求に対する原処分には誤りはない旨説明する。

(3) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報の特定やその正誤について、審査請求人は、上記(2)の諮問庁の説明を覆すに足りる具体的な根拠を示しているとはいえない。また、機構による本件対象保有個人情報の探索や特定の方法について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、原処分に当たっての探索や特定の方法については、従来（審査請求人の過去の開示請求とこれに対する不開示決定並びに審査請求人の審査請求等を受けてなされた諮問及び答申については、上記第3の2のとおり）から一貫して同様のものであるところ、その方法に問題はなく、その他、本件対象保有個人情報の存在をうかがわせるような事情もないことから、機構において本件対象保有個人情報を保有していないとする諮問庁の説明に疑いを差し挟む余地はない。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。なお、審査請求人の主張する隠匿、隠滅等の存否については、特定地方裁判所において、当該主張の前提となる担保定期郵便貯金の存在すら認めるに足りないとの判決が確定している。

3 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、機構において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史